箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の 制定について

箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27年 2月 23日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成 27 年厚生労働省令第 4 号)が平成 27 年 1 月 16 日に公布され同年 4 月 1 日に施行されることにあたり、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 26 年箱根町条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。 第 31 条第 2 項第 1 号中「第 33 条第 13 号」を「第 33 条第 14 号」に 改め、同項第 2 号エ中「第 33 条第 14 号」を「第 33 条第 15 号」に改 め、同号オ中「第 33 条第 15 号」を「第 33 条第 16 号」に改める。

第 33 条中第 26 号を第 27 号とし、第 18 号から第 25 号までを一号ずつ繰り下げ、同条第 17 号中「第 12 号」を「第 13 号」に、「第 13 号」を「第 14 号」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条中第 16 号を第 17 号とし、同条第 15 号中「第 13 号」を「第 14 号」に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第 98 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は」を削り、同号を同条第 16 号とし、同条中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、同条第 12 号中「介護予防訪問介護計画(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(平成 25 年神奈川県条例第 21 号。以下「指定介護予防サービス等基準条例という。)第 41 条第 2 号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第 13 号とし、同条第 11 号の次に次の一号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第21号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第77条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等

基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。 第 33 条に次の一号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から、同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。